

○印旛都市広域市町村圏事務組合職員の再任用に関する条例

平成 14 年 3 月 4 日

条 例 第 5 号

改正 平成 27 年 9 月 29 日 条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条の 4 第 1 項並びに同条第 2 項及び第 3 項(法第 28 条の 5 第 2 項及び第 28 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 107 号。以下「改正法」という。)附則第 5 条及び第 6 条の規定により、職員の再任用(法 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者)

第 2 条 法第 28 条の 4 第 1 項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤務時間等を考慮して法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者又は法第 28 条の 3 の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 25 年以上勤務して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までにあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用されたことがある者(前号に掲げる者を除く。)

(任期の更新)

第 3 条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

- 2 管理者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第 4 条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。

(規則への委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(特定警察職員等への適用期日)

- 2 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する特定警察職員等 (以下「特定警察職員等」という。) である者については、平成 19 年 4 月 1 日から、改正法による改正後の法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで及びこの条例第 2 条から第 4 条までの規定を適用する。

(任期の末日に関する特例)

- 3 次の表の左欄に掲げる期間における第 4 条の規定の適用については、同条中「65 年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成14年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで	61年
平成16年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで	62年
平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで	63年
平成22年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで	64年

- 4 特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第 4 条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65 年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成19年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで	61年
平成22年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで	62年
平成25年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで	63年
平成28年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで	64年

附 則 (平成 27 年 9 月 29 日条例第 7 号)

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。